

令和2年第5回（7月）臨時会

鏡石町議会会議録

(第383号)

令和2年7月21日 開会

令和2年7月21日 閉会

鏡石町議会

第5回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長の報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	17
○閉議の宣告	18
○町長あいさつ	18
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

鏡石町告示第52号

第5回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年7月17日

鏡石町長 遠藤 栄作

記

1. 期 日 令和2年7月21日（火）

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

(1) 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）

(2) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	6番	井土川	好高	君
7番	渡辺	定己	君	8番	大河原	正雄	君
9番	今泉	文克	君	11番	円谷	寛	君
12番	古川	文雄	君				

不応招議員（なし）

令和2年第5回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程

令和2年7月21日（火）午前11時14分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第85号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第86号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第5 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	産業課長	橋本喜宏君
都市建設課長	菊地勝弘君	教育課長	根本博君

事務局職員出席者

議会事務局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開 会 午前11時14分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） みなさん改めましておはようございます。ただいまから第5回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（古川文雄君） はじめに臨時会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○議会運営委員長（渡辺定己君） みなさんこんにちは。それでは私のほうから報告申し上げます。

第5回鏡石町議会臨時会議事日程。令和2年7月21日火曜日、午前11時開会。1開会 招集者あいさつ、2開議 議事日程。日程番号、件名の順に読み上げます。第1、会議録署名議員の指名。第2、会期の決定。第3、議案第85号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）、第4、議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。 招集者あいさつ。 3閉会。

以上でございます。

◎招集者あいさつ

○議長（古川文雄君） 本臨時会にあたり、町長からあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日は第5回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。今臨時会にご提案申し上げますのは、議案第85号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきましても、新型コロナウイルス感染症対策事業として、役場庁舎へのサーマルカメラ式監視カメラ購入費500万円、交通事業者への感染症対策交付金45万円、臨時特別給付金の対象とならなかった4月28日以降に生まれた新生児に対し、一人につき10万円を支給する新生児応援特別給付金

1,000万円、直売所等感染防止緊急支援事業補助金200万円、「かんかんてらす」に設置するサーマルカメラ購入費331万5千円、避難所備蓄品購入費220万円、小中学校及び図書館への網戸設置工事587万3千円などであり、また、社会資本整備総合交付金事業として、高速道路跨道町道橋修繕委託1,800万円を計上し、合計5,701万円の増額補正であります。

議案第86号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町役場のパソコン・グループウェア（通称サイボウズ）を利用した、職員による賭博未遂事件により、多数の職員の懲戒処分を出してしまったことに対する、責任の所在を明らかにするため、私と副町長の8月支給の給料月額を100分の10減額する条例改正であります。よろしくご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番 角田真美君。3番 橋本喜一君。4番 菊地洋君。の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

◎議案第85号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第85号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第85号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案書1ページをお願いいたします。

この度の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,701万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億849万1千円とするものであります。詳細につきましては7ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」に基づき説明〕

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議を頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷寛君 登壇〕

○11番（円谷寛君） 円谷ですが。ただいま補正予算の説明をいただきましたが、休議中に雑談をしておりましたところ、この網戸の工事があちこちに入っていますね。役場庁舎2階、小中学校、更には図書館ということで大金が計上されております。しかし先ほど話をしておりましたら、このエアコンの改良で換気をしながら冷房ができるという話を聞きました。せっかくエアコンで冷やした空気を換気のためということで網戸で開け放して熱い空気を入れてしまうということは、非常に効率的にも良くない。是非ですね、そういうものを検討すべきであろうと。補助の関係で色々縛りがあるのかも知れませんが。そういうものを入れるべきなのか。例えばこの議場も庁舎を作った時からのエアコンだとすれば騒音がかなり大きいんですね。そういう改良も含めてですね、エアコンの換気をしながら、外気を入れながらエアコンをするものがあるとしたら、そういうものを検討してはいかがでしょうか。以上、提案します。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。
総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。ただいまエアコンの新型の換気機能が付くというエアコンにつきましては、今後調査検討させて頂きまして、なお、議場につきましても調査継続させて頂きまして事業について引き続きということで調査させて頂きたいと思っております。以上答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 他にありませんか。
2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私からひとつ質問させて頂きます。今このコロナウイルス感染に関しましてサーマルカメラを取り付ける場所と個数も私は承知しております。その中で合計6個ぐらいになるんだと思っております。そういった場合に、私も色んな場所に行きますとこのセンサーがありまして自分の体温は自分でできるのもありますし、おでこに当てるのもあると思っております。そういった中で、せっかく付けるんですけども各自にお任せしたんでは。というのは自分で判断して自分で入場するという形になったのでは、どうなのかなと思っております。そういった場合に要するに管理する方・監視する方はどうなるのか。これだけの予算を付けてますので。その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。
総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。サーマルカメラにつきましては、顔認証しまして、その方の体温を即座に表示するというところで、設定温度につきましては、今検討中でございますけれども、例えば37.5度以上の方については危険だという認知をしまして、そちらにモニター及び表示灯、色もまだ決めてはおりませんが赤いランプが点灯し、例えばブザーが鳴ってその方が体温が高いですよという表示がされます。その管理という事で言えば、モニターをどこに置くかにつきましては今検討中でございます。例えば役場としましては税務町民課窓口に置きまして表示が赤いランプや音が鳴ったという事であれば、その方に寄り添いまして、非接触型のハンディ測定器により再度確認をしまして、体温が高いですよとお話をさせて頂く、という事なので、管理ということで言えばまだ実際の所はどこでやるのかはまだ検討中ということでご理解を頂きたいと思っております。なお、かんかんてらすにつきましてもレジなどにモニターを置き、こういった対応をするかは今後の研究課題ということでご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。
4番、菊地洋君。

〔4番 菊地洋君 登壇〕

- 4番（菊地洋君） 4番、菊地でございます。2点ほど伺いをさせていただきたいと思っております。10ページの鏡石町新生児応援特別給付金1,000万が計上されております。4月27日以降に生まれた新生児に対する給付金であると説明で伺いました。単純に計算すると100名の新生児、という計算になるかと思っておりますが、この辺の試算の仕方についてお伺いをいたします。それから2点目が12ページであります。教育費の中の289万2千円のキャンセル料の支援補助。まさにキャンセル料は今話題になっておまして、22日から始まるGotoキャンペーンでもキャンセル料は国が補助するかしらないかという大変興味深いところの話題であります。町としては先駆けてこのキャンセル料の補助をするという、細かい数字まで出ておりますけれども、この辺どんな風な方法で計算されているのか。ちなみに今、コロナということでキャンセル料を減免している施設はいっぱいあります。というところで、多分100人単位とか、そういうところでキャンセル料が発生しているのかなと予測はされますけれども。この辺の試算、大変細かい数字、何円まで出ておりますので、この辺についてお伺いをしたいと思っております。以上、2点でございます。

- 議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。
税務町民課長。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

- 税務町民課長（長谷川静男君） ただいまの4番議員の1点目の質疑についてご答弁申し上げます。新生児の応援特別給付金の算定でございますが、こちら4月28日以降生まれた新生児ということで、計算上ひと月9名×3月31日までですので11ヶ月。あと若干予備分をとりまして1,000万円という数字を予算化させて頂いているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（古川文雄君） 教育課長。

〔教育課長 根本博君 登壇〕

- 教育課長（根本博君） 4番議員の質疑にご答弁申し上げます。キャンセル料の補助事業でございますが、積算の内訳としまして、中学3年生の修学旅行につきましては1人あたり6万円。で児童生徒133名の30%のキャンセル料としまして239万4千円。2つ目が中学2年生の学習旅行。こちら1人あたり7,500円で生徒・教諭で117名の30%、26万3,250円。3つ目としまして小学校6年生の修学旅行。1人6,000円で児童教諭130名。30%で23万4千円と

なっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

無いようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了といたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。議案第85号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員「挙手」〕

挙手全員であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第4、議案第86号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第86号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案書の13ページをお開き下さい。

この度の改正理由といたしまして、町役場のパソコン・グループウェア、通称サイボウズを利用した令和2年4月1日付けの令和2年度定期人事異動に関し、課長職の異動先を予想し、それを投票用紙に現金1口500円を添えて記入後投票し、的中者に配当する人事ロトと称する賭博行為をしている職員がいることを、3月16日に認知したため、急遽、3月19日発表予定の異動内示を遅らせました。そのため、賭博行為といたしましては、配当まで至ってなかったものの、町の行った事実関係の調査などの結果、関わった職員が特定できたため、その職員に対する懲戒処分を審議するために7月13日及び16日の2回に渡り、職員懲戒審査委員会を開きまして、地方公務員法及び鏡石町職員の懲戒処分等に関する規定に基づき、7月20日付けで処分を行いました。今回の不祥事により、町民の皆様、並びに議員の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを改めてお詫び申し上げますとともに、職員一人ひとりが自らの問題として受け止め、町行政への信頼が損なわれることのない

よう、綱紀肅正に努めて参ります。今回、多数の被処分者を出してしまった事を厳粛に受け止め、責任の所在を明らかにするため、町長と副町長の8月支給の給料月額を100分の10減額する条例改正であります。議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてその一部を次のように改正する。中身としましては、附則に次の1項を加える。第20項としまして、令和2年8月1日から同月31日までの間における町長及び副町長の給料月額は、第3条第1項に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とするものであります。附則にあっては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議頂きまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番議員の渡辺でございます。ただいま上程されました議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。何で改正になったのかというと、職員の不祥事でございます。不祥事に対して、今回の議案に対して2点ほど私から質問させていただきます。

まず1点は、発表の遅れ。2点目は警察署、マスコミとの対応。まず1点目から申し上げます。3月16日に手紙による投書があったと聞いております。それにより発覚し、3月19日の人事異動がスムーズに行かなかったと。内容については先程説明があったとおりでございますが。昨日発表になったわけでございますが、対象職員11名。3月にわかって7月20日までどんな対応をしていたのか。例えば、弁護士さんに相談したと。どんな処分にしたら良いかと。おそらく処分の内容はもっと早く出来たんじゃないかと私は推察いたします。6月でもこれは出来たんじゃないかなと私は思っております。その遅れた理由。

2点目は警察署との対応ですね。全国のニュースで皆さんご承知とは思いますが、検察庁ナンバー2が麻雀賭博をやっていました。大きな行政問題でございます。そういった意味において、警察が今まで捜査の遅れとか町に対してのある程度の色んな助言があったと思います。自分らもトップがそんなことをしておいて、町であったから、じゃあどのような処分というのはなかなか切り出すことも出来ないでしょうけれども、これはきちっとした対応はしてもらわなければならなかったんじゃないかと私は思っております。全協並びに議運でも何度か説明もらいました。総務課長は何度も警察署に足を運んだと聞いております。そしてまた執行側でも何度も話し合ったと思います。警察署ははっきり言って面子の問題だったのではないのでしょうか。だからこそこの発表の遅れてというのは相当町民に対して大変失礼じゃないかと私は思

っております。こういう事例が起こったんだから早急に調査して、警察、弁護士、色んな方と相談して、早期に対応して6月の定例会においてスパッと審議するのが私は上策だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 7番議員の質問にご答弁申し上げます。

今回の事件・事案について3月に起きたことが、昨日、処分の発表になったと、大変遅くなってしまったということについては、お詫びを申し上げたいと思います。全協でも申し上げましたけれども、この案件については、3月16日に発覚したと。この中身について、本当にそんなことがあったのかどうか、という内部の調査、これについてかなりの時間を要しました。いわゆるサイボウズを使ったものだとということで、通常見れないので、これについては委託業者のNTTの協力を得ながら実際確認して、そういうことがあったと。そしていわゆる人事ロトと称する賭博行為の中身についてそういったことが分かってきたと。そして関係者も分かったということでありました。その事実を知った中で、県の町村会にもご相談をさせていただきました。そして更に顧問弁護士にも相談をさせていただきました。いずれも賭博という位置づけになると、顧問弁護士からも、当然警察にも相談した方が良いということで、警察には4月21日に相談をしております。そしてこの間、総務課長は25回と言っておりますけれども、警察とのやりとりをしております。そして告発状、これについては色々あったのですが、最終的には6月12日付けで告発をしております。なぜもっと早くこの処分等が出来なかったか。これは警察とのやりとりの中で告発状そのものが6月12日であります。ですからそれによって更に警察は捜査をするという、そういった流れがございます。私どもは当然、6月中には何とか処分をしていきたいという事でありましたけれども、この警察とのやりとりの中で遅れてしまったと。しかし、警察は警察、私どもは町の規則等に基づいてこれを処分すると。これは以前から警察の方にも申し上げておりました。そういう中で、今度は待てないということで7月の全協、この日は臨時会もあるということでありますので、私の処分等も含めてやりますよ、と警察にはお話をさせていただきました。その町の処分の中身については、警察でも知りたいということで、警察のほうにも資料を提供しておりました。ただ昨日、マスコミに提供するということは、私どもは全く知りません。そういうことで残念な状況でありますけれども、町職員が起こしたことは、誤りは誤りですから、これはしっかりと町民の皆様にお詫びをしなければならないと思っております。いずれにしても、会津の仕の掟ではありませんけれども、ならぬことは、ならないんだと。そういうことをしっかりと我々もそうです。職員もこれを契機にしっかりとして頂きたい。ということをお願いしながら、今までの流れ

と遅れとそういったことでご答弁に変えさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番議員、再質問させていただきます。先程2点ほど申し上げましたが、2点目。警察署それからマスコミ等の対応なんですけども、議会運営委員会、臨時全員協議会の中でも話したように、我々と執行は二元代表制です。共に歩んでいる機関でございます。そうした中において、私も議会運営委員会で申し上げましたが、発表は昨日したわけなんです。その前にマスコミがテレビ・新聞等で発表いたしました。発表するのはマスコミは競ってネタ探しやっているからこれは仕方ないと思いますけれども、我々は町民の代表として、我々が分からないうちに発表されることは、大いに不満だと思っております。あつてはならないことなんです。議会軽視なんです。議会に対して町長のほうから、こういうことがございましたから処分いたします、マスコミに発表いたしますと、それで発表するんだったら何も言いません。おそらく傍聴しているとも思いますがマスコミの皆さんは。でもある程度のルールは守ってください。と私は思っております。そういった意味においてマスコミ対策、色々あったでしょうが、あと警察。こういうことは警察にも、今言ったことをはっきり申し上げて、議会に報告してからマスコミに話すようにと。町が議会に報告してから。もう一回言いますよ。町当局が我々議会に報告してからマスコミに発表するように。警察のほうできちっと対応してもらいたい。その点を伺いたいと思います。おそらく、最初の質問でも申し上げましたが、警察も大した不祥事やっております。同じ賭博罪です。国も絡んで処分を決めたけども、あんな処分で良かったかどうか。警察の考え方もちょっとおかしいなと思っておりますけれども。そういった意味で今回は、町で起きた不祥事です。きちっとした対応を執行側から警察のほうに申し上げることをお願いしたいと、そのように思います。

○議長（古川文雄君） ここで議事の都合により昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

〔休議 午前11時59分〕

〔開議 午後1時00分〕

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。質疑に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 7番議員の質問にご答弁申し上げます。議会と執行の関係が昨日のテレビ報道、更には本日の新聞報道によりその信頼関係が損なわれたのではと、そういう質問でございます。結果として、議員が言われるとおりだと思っております。しかしその原因ということについて申し上げますと、警察と町との信頼関係におきまして、執行と議会の関係があることを再三、総務課長を通じ警察担当者に話しているにも関わらず、昨日の処分内容についても警察への情報提供については一旦拒否をしました。しかし、必要である、ということであるものですから。しかしこの中でも、くれぐれも外部に漏れないことを総務課長に指示をして警察のほうには伝えたと。そして昨日の発表、そして今日の議会での説明をする、そしてその後の記者会見。こういったものも全てお話をしている。そういう中身であります。しかし残念ながら、昨日のテレビ報道と本日付の新聞記事ということになってしまいました。これらの報道内容からすると、明らかに警察は議会と執行の関係を無視したと言わざるを得ません。同時にこの件に関しては、町と警察の信頼関係が無くなったと私はそう感じております。昨日のテレビ報道を受けまして、総務課長から警察へ申し入れることを指示しました。そういう中で昨日のニュース項目、たまたま鏡石町が2つほどあった。この件を含めて。しかし今朝になって見ても、本件については無かった、除外されていたと。そういった内容でありました。特に本日の新聞で警察からの情報提供であることを確信したということでありました。そういう中で、この案件については、警察に議会と執行の信頼関係をまさに失ったということについては、しっかりと強く警察のほうには申し入れていきたいと考えております。以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。
5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは不祥事関係で2点ほどお尋ねいたします。1点目は事案1の関係なんですけど、処分の内容が減給10分の1（1ヶ月）でありますけれども、歳入欠陥が、予算額ではありますけど7万円となっておりますよね。1ヶ月では補填されないと思うんですけど、その辺の考えを一つお尋ねいたします。

それから再発防止に向けてございますが、この（1）に事務体制の見直しと書いてありますが、どのように事務体制を見直しするのか、それをお尋ねいたします。具体的をお願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。
総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員の質疑にご答弁申し上げます。処分の重い軽い

ということでの考えでございますが、度々お話ししてまいりました鏡石町職員懲戒処分等に関する規定というのがございまして、その中身で今回判断した内容でございます。なお本来は、この中身としましては、もう少し軽い規定がされているという事でございますけれども、当該職員につきましては、処分の内容につきましては3回目ということでございますので、今回の減給処分10分の1（1ヶ月）ということとで結論づけられたということをご理解を頂きたいと思っております。

再発防止につきましては、今後の検討課題ということをございまして、中身につきましては私どもとしましては、その職員に合った分野というところも含めまして今後十分検討して参りたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 事例1の関係でございますが、今、処分が3回目ということですね、それで再発防止に向けても、事務体制の見直しとありますけれども、前にもそういう風に言ったと思うんですね。それでまた再発防止が出来ないというのは事務体制の見直しに欠陥があるのではないかと思うのですが、その辺をお答え願いたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。再発防止ということで、これは庁議においても、色んな面でも話していますし、先ほど総務課長からも話したとおり、担当課長として事務職員に再三、仕事のことについてアドバイス更には注意をしているにも関わらずという、そういった中身であります。本事案1件については今度で3回目であるということなんです。そういうことからすると、いくら注意しても、どうしても職員の中にはそういった事例の方も多少いると。そこを何とかしていかなければならないんですが、これも精神的な部分、そういった方も含めて、指導なり対策を講じていかなければならないと、きめ細かくやらなければならないという事でありましてけれども。本人は全てやる事を知っていながらこういう状況になってしまったと。知らないでこういう状況になるのであれば当然分かるのですが、知っててやらない、という事なので職員の指導においても多少限界があるのかも知れません。そういった状況の中で、約100名の中で一生懸命しているという事をご理解を頂きたいと思っております。以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私のほうからは、町の執行の方々の覚悟を最後にお聞かせ願いたいと思ひまして質問させていただきます。

今回の賭博の件に関しまして、これは幾つか問題がございます。まず1つはコンプライアンスの問題であります。もちろん遵守するのは当然であります。その前に職員として、人間として、公僕の身においてこんな事やって良いかどうか。コンプライアンスの前に考えるべきだと私は思っております。今回、まず就業中だと思ひますけれども、サイボウズを使ってお互いに連絡を取り合つて。就業を全うしていないという事でありまして、非常にこれも困つたもので、私から考えれば言語道断なことをやっていたという事でございます。またこういった事例は、以前近隣の市で、今から45年、50年近く前にございました。それは賭博の、競馬のノミ行為をやっておりました。私、今でも今回この件を見まして蘇つてまいりました。ということは、こういった事例は今後、数年・数十年と残つてしまうような、誠に残念な事です。これは地方自治の議会は、先ほど何度も町長さんも皆さんも言っておられるように、執行と議会の相互関係による均衡と調和であり、それが概念だと私は思っております。そういった中で、遅れたと。色々事情はあつたんでしょう。でも私とすれば、あまりにも時期が悪かつたのかなと。と言ひますのは、3月の半ばと言ひますと、コロナ騒ぎで全国世界中が大騒ぎしている時期でもありました。そんな時期にみんな一生懸命よその職員はやっている時に、このような考えの方がいたのかな、ということは議会だけじゃなくて町民も裏切り、こういった事が町に対して、町民に対して説得力のある公務員なのかなと。私は非常に疑問に思っております。そこで、犯罪とは言ひませんが、失つた信用はなかなか取り戻すことが大変であります。こういった事はですね、二度と、絶対ないように誓つて頂きたいと思ひます。人間のやることです。色々あると思ひます。しかし、執行としまして、議会に対しても町民に対しても覚悟を見せて頂きたいと、私はそう申し上げまして質問を終わります。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。今回の問題、私も職員から約50年になりますけれども、初めての問題だということでもあります。こんな事は私も聞いたことがありません。今回のこの問題は、やはり本人・当事者にとつても非常に重く受け止めているのかなと思っております。そういう中で信頼回復はなかなか容易ではない。本人たちもそうですし、町もそのとおりであります。町の信頼も損ねたということなので、これは町職員一丸となつて信頼回復のためしていかなければならないと思っております。昨日、処分対象者に辞令を交付しました。

その中でも申し上げましたけれども、やはり、やってはいけないことをやっては駄目なんだと。ならぬことはならぬ。そういったことをしっかりとすること。そして後輩であろうが先輩であろうが勇気を持ってそれを断るといふ、そういったこともしっかりとすること。と昨日一人ひとりに申し上げたという事でありませう。そういう事で昨日の対象職員についてもそういったことについては今後守ると私は確信しております。ただ、人間でありますので、ただこういった悪いことを分かっているやるといふのは最もいけない事なので、間違いと、やってはいけない事は全く違うので、その辺についてはしっかりとこれからも職員に申し上げながら一体となつて対応して参りたいと、いふことを申し上げて我々執行者としての覚悟としたいと思ひます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

無いようですのでこれをもって質疑を終了といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了といたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。議案第86号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員「挙手」〕

挙手全員であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によってお手元に配布しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（古川文雄君） ここで閉会にあたり招集者からあいさつがあります。
町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今は、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、原案のとおり議決を賜り、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。本補正予算の執行につきましては、補正の趣旨に基づき、速やかな執行と有効活用に努めますとともに、全庁あげて新型コロナウイルス感染症対策に取り組んで参りたいと考えております。

また、今回の職員による不祥事については、繰り返しではありますが、町民の皆様にご迷惑をお掛けしましたことに、改めてお詫び申し上げますとともに、職員一人ひとりが自らの問題として受け止め、町行政への信頼が損なわれることのないよう、綱紀粛正に努めて参ります。議員各位には今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて、第5回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午後1時20分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年7月21日

鏡石町議会議長 古川文雄

署名議員 角田真美

署名議員 橋本喜一

署名議員 菊地洋